

郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
民事訴訟	控訴	9					10	5	6			10	14	6740円	6000円 (※郵送費用を予納金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2540円分を追加(共通の代理人がある場合を除く。) (予納金の場合は2000円を追加)。 (内 訳) 500円×4枚、110円×2枚、50円×5枚、10円×7枚  ※令和8年5月20日以前に提起された訴訟事件の控訴に限る。
民事調停	民事調停						5	1	1			1	1	730円		※150gを超えるときは100円分(100円×1枚)を加える。  ※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに280円分を追加(共通の代理人がある場合を除く。) (内 訳) 110円×1枚、100円×1枚、50円×1枚、20円×1枚
公示催告	公示催告	2												1330円		
意思表示の公示送達	意思表示の公示送達		2					2						920円		

※郵便料は、郵便切手、または予納金で納付することができます。予納金納付の場合は、申立書等提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、福井地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法(振り込みの際に手数料がかかります)で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。

※事件の進行次第では、更に郵便切手(予納金)が必要となる場合があります。